

宇治市地球温暖化対策実行計画（第5期計画）

～ 環境にやさしい

市役所をめざして ～

2018（平成30）年3月

宇 治 市

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等に取り組むため、策定したものです。

—目次—

1 計画の基本的な考え方	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の目的	1
1.3 基準年度と計画期間	2
1.4 計画の対象範囲	2
1.5 計画の位置づけ	2
1.6 計画の対象となる温室効果ガス	2
1.7 温室効果ガス排出量の算定方法	2
2 計画における対象範囲の区分	3
2.1 一般事務事業	3
2.2 下水処理	3
2.3 その他の取組	3
2.4 対象範囲の区分けの理由	3
3 基準年度における温室効果ガスの排出状況	4
3.1 基準年度における温室効果ガスの種類別排出量	4
3.2 基準年度における温室効果ガスの活動別排出量	5
4 目標と分野ごとの措置	6
4.1 一般事務事業の温室効果ガス排出量の削減目標	6
4.2 下水処理の温室効果ガス排出量の削減目標	7
4.3 活動分野ごとの措置について	8
4.4 目標達成に向けた具体的な取組指針	9
5 計画の推進と点検	16
5.1 推進体制	16
5.2 職員に対する研修等	16
5.3 実施状況の点検・報告	16
5.4 マネジメントレビュー	16
5.5 結果の公表	16
資料編	
1 温室効果ガス排出量の算定方法	資 1
2 排出係数一覧	資 2
3 削減目標の設定についての考え方	資 3
4 基準年度における温室効果ガス排出量	資 5
5 第4期計画の評価	資 7
6 用語解説	資 13

表およびグラフ中の数値については端数処理の関係で合計値が合わない場合があります

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

地球温暖化問題とは、人間の活動によって大気中の温室効果ガス*の濃度が上昇した結果、地表及び大気中の温度が上昇することで生態系及び人類に悪影響を及ぼす問題のことをいいます。この問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、温室効果ガスの排出削減に向けた早急な取組が求められています。

この問題の解決に向けた国際的な取組として、1997（平成 9）年 12 月に「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議」（COP 3）が京都で開催され、先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。2005（平成 17）年 2 月には、この京都議定書が発効し、2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の第一約束期間に、日本は温室効果ガス排出量を基準年（1990（平成 2）年）比で 6%削減することが定められました。なお、2013 年から 2020 年には第二約束期間が始まります。（日本は不参加）

国内の動向としては、2008（平成 20）年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律*」が改正され、また 2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された COP 21 で採択された 2020 年以降の国際的な法的枠組みである「パリ協定」や、同年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を基に「地球温暖化対策計画」（2016（平成 28）年 5 月 13 日閣議決定）が策定されました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、この「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体が実施している事務・事業について、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むための計画を策定することが義務付けられています。

本市においては、2013（平成 25）年 3 月に、環境保全に関する総合的な計画である「宇治市第 2 次環境保全計画」及び、地球温暖化対策の推進を目的とした計画である「宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」という）を策定し、将来に向けて市域全域の温暖化対策の取組を推進しているところです。

この「宇治市地球温暖化対策実行計画（第 5 期計画）」（以下「本計画」という）は、市（行政）が一事業者・一消費者としての立場から、自らの事務・事業により排出する温室効果ガスの削減のための、率先した取組プランであり、上記の二つの計画の目的を踏まえた上で「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「地球温暖化対策計画」に基づき策定いたします。また、本計画は前計画である第 4 期計画が 2018（平成 30）年 3 月に計画期間の終了を迎えることから、今回新たに策定を行うものです。

1.2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に基づき、本市の事務・事業からの温室効果ガス排出量を削減し、低炭素型社会の形成に資することで、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

1.3 基準年度と計画期間

本計画は、2013（平成 25）年度を基準年度とし、2018 年度から 2023 年度（上位計画である「地域推進計画」の目標年度）までの 6 年間を計画期間とします。

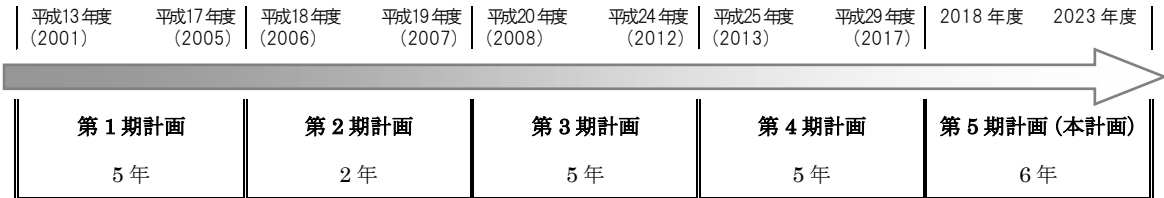


図 第1期から第5期までの各計画期間

1.4 計画の対象範囲

指定管理者制度導入施設を含む、本市の実施する全ての事務・事業を対象とします。また、本計画は環境マネジメントシステムと一体的に推進するものとします。

1.5 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、上位計画である「地域推進計画」における市（行政）の率先した取組プランとして位置づけられるものです。

1.6 計画の対象となる温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている6種類のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の3種類については、排出量に占める割合が低いことや排出量の算定が困難なことから、対象外とします。

1.7 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づき、活動区分ごとに本計画の対象となる3種類のガスの排出量を算定し、二酸化炭素に換算する方法で行います。

なお、排出係数については、本計画の策定時点における同施行令に規定された排出係数を用いることとします。なお、講じた対策の効果を経年的に把握する必要があるため、計画期間中は、排出係数の変更を行わないこととします。

2 計画における対象範囲の区分

2.1 一般事務事業

指定管理者制度導入施設を含む、本市の実施する全ての事務・事業のうち、下水処理に関する活動を除く全てを対象とします。

2.2 下水処理

下水処理に関する活動を対象とします。

2.3 その他の取組

温室効果ガスの発生に直接影響しないものの、本計画の目標達成に資する取組及び、低炭素型社会の形成に資する取組を対象とします。

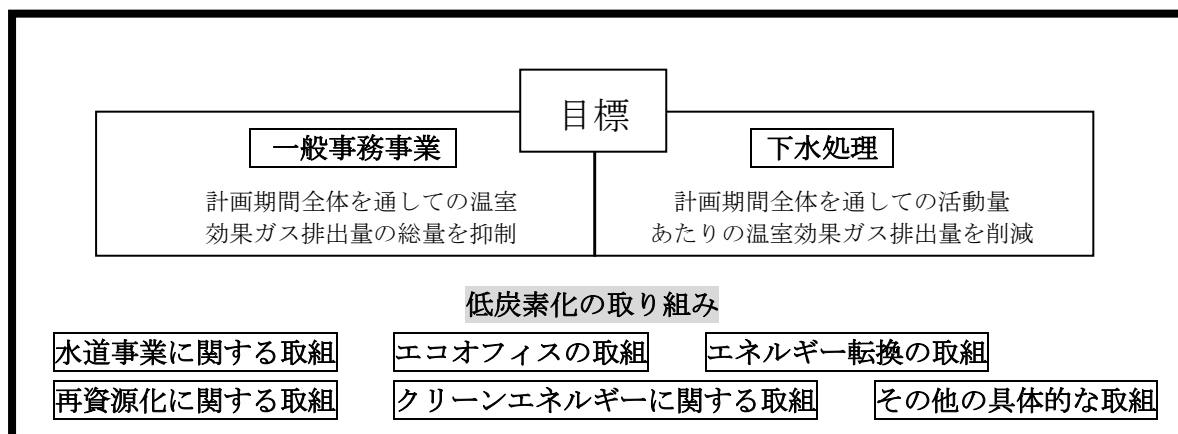
2.4 対象範囲の区分けの理由

下水処理については、東宇治浄化センターが、市の単独の施設としては最も多くの温室効果ガスを排出(市全体の排出量の約 13%)しており、下水処理における温室効果ガスの排出量が本計画の目標達成に多大な影響を及ぼす状況にあります。

下水流入量は市が制限できるものではなく、環境施策の一環として適切な処理が求められる事業の特性上、下水処理における温室効果ガスの排出量を一律に削減するのではなく、エネルギー消費の合理化の観点から一般事務事業の活動と区分を別とし、より適切な目標を設定します。

具体的には、一般事務事業については、温室効果ガス排出量の総量抑制を目標とし、下水処理については、活動量当たりの温室効果ガスの排出量の削減（エネルギー消費の合理化・低炭素化）を目標とします。

第5期計画全体のイメージ



3 基準年度における温室効果ガスの排出状況

3.1 基準年度における温室効果ガスの種類別排出量

【一般事務事業】における、本計画の基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガスの排出量は20,294t-CO₂となっており、全体に占める二酸化炭素の割合は99.6%となっています。

表 【一般事務事業】温室効果ガス種類別排出量(2013年度)

温室効果ガス	排出量	CO ₂ 換算値	構成率
	(t)	(t-CO ₂)	
二酸化炭素(CO ₂)	20,217	20,217	99.6%
メタン(CH ₄)	2.3	58	0.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	0.06	19	0.1%
合計		20,294	100.0%

(基準値)

【下水処理】における、本計画の基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガスの排出量は2,288t-CO₂となっており、全体に占める二酸化炭素の割合は72.1%となっています。

また下水処理量は6,329,550 m³であり、下水処理量(m³)あたりの温室効果ガスの排出量は0.36147 kg-CO₂/m³となっています。

表 【下水処理】温室効果ガス種類別排出量(2013年度)

温室効果ガス	排出量	CO ₂ 換算値	構成率
	(t)	(t-CO ₂)	
二酸化炭素(CO ₂)	1,649	1,649	72.1%
メタン(CH ₄)	2.8	71	3.1%
一酸化二窒素(N ₂ O)	1.9	568	24.8%
合計		2,288	100.0%

(基準値)

下水処理の温室効果ガス排出量(CO₂換算) 2,287,973kg-CO₂

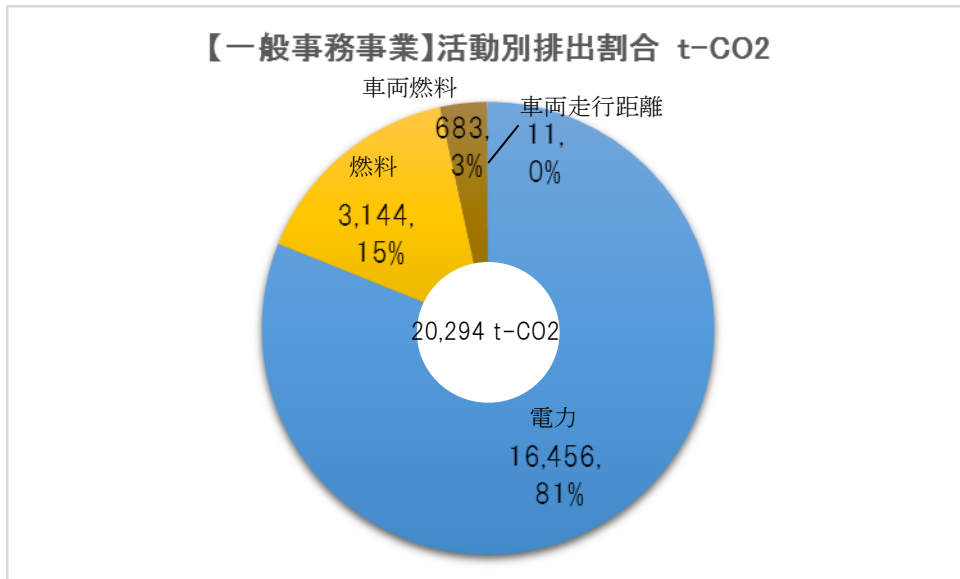
活動量(下水処理量) 6,329,550 m³

活動量あたりの温室効果ガス排出量 0.36147 kg-CO₂/m³

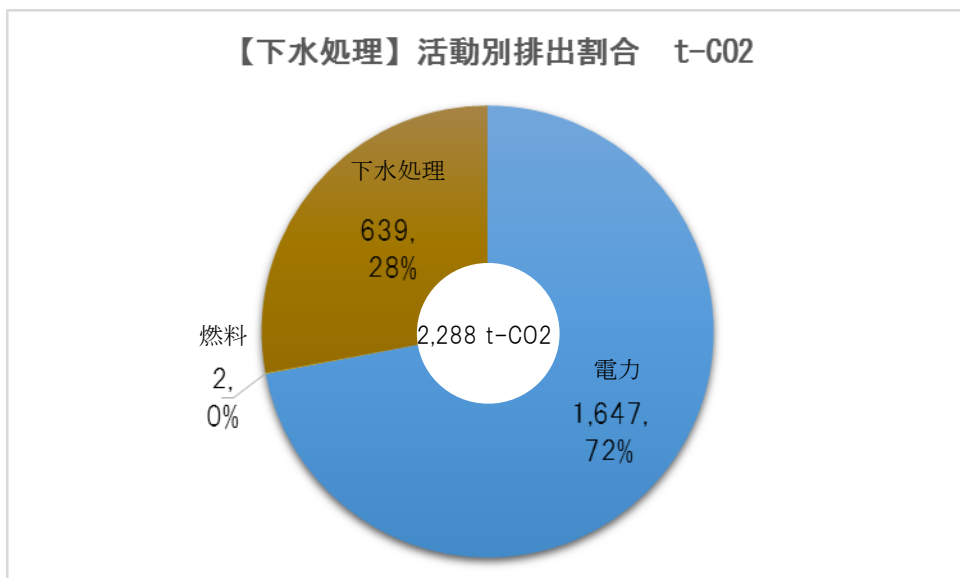
3.2 基準年度における温室効果ガスの活動別排出量

本計画の基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス活動別の排出量は下表のとおりです。（参考 資料編 資5p）

【一般事務事業】基準年度である2013年度の温室効果ガス活動別排出量(端数四捨五入)



【下水処理】基準年度である2013年度の温室効果ガス活動別排出量(端数四捨五入)



4 目標と分野ごとの措置

4.1 一般事務事業の温室効果ガス排出量の削減目標

本市の一般事務事業により排出される温室効果ガス排出量の目標を以下のとおり設定します。

目 標	<p>基準年度の2013（平成25）年度から目標年度の2023（平成35）年度までに約15.8%削減することを目標とします。</p> <p>具体的には、計画期間（2023年度まで）内に本市の事務・事業より排出される温室効果ガスの総排出量を107,351t-CO₂以内に抑制することを想定しています。（1年あたり約320 t-CO₂を削減）</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

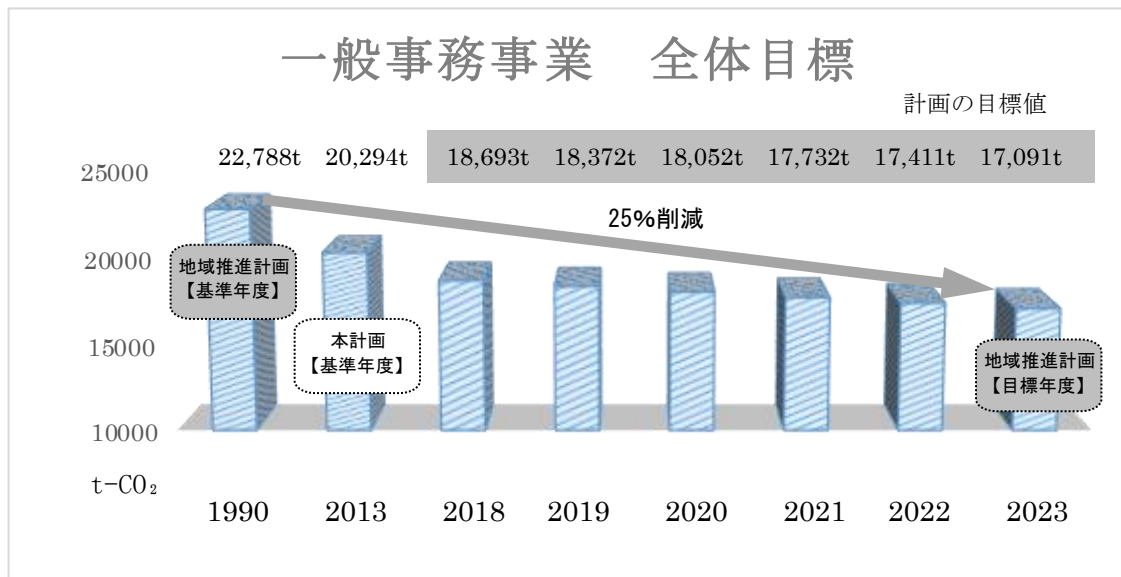
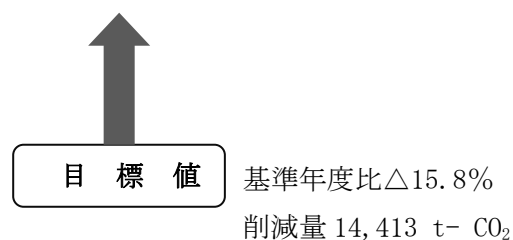


図 年度ごとの温室効果ガス排出量(t-CO₂)の目標

基準年度2013（平成25）年度排出量 の6年分合計 121,764 t-CO₂

計画期間の各年度の目標排出量の合計 107,351 t-CO₂

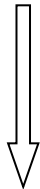


4.2 下水処理の温室効果ガス排出量の削減目標

本市の下水処理より排出される温室効果ガス排出量について、活動量（1 m³）あたりの排出量を削減することを目標とし、以下のとおり設定します。

目 標	本市の下水処理施設より排出される活動量(下水処理量 1 m ³)あたりの温室効果ガス排出量を、2013(平成 25)年度を基準として、2023(平成 35)年度までに、約 6%削減することを目指します。(kg-CO ₂ /下水処理量[m ³]) 毎年平均 1%以上の削減を想定しています。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2013（平成 23）年度 基準値 0.36147 kg-CO₂/m³



2023（平成 35）年度 目標値 0.32691 kg-CO₂/m³

4.3 活動分野ごとの措置について

目標の達成のため、次のとおり、分野ごとに必要な措置を講じます。

【一般事務事業】

一般事務・事業のうち、温室効果ガスの排出に直接的に影響するエネルギーの使用に関して、各エネルギーの消費量を定期的に集計し、全体の排出量の削減と、エネルギー転換や低炭素化を進め、計画期間内の排出量を目標値以内(107,351t-CO₂)に抑制します。

【下水処理】

下水処理施設・下水処理過程から排出される温室効果ガスに関して、排出量を定期的に集計し、下水処理工程を適切に処理する中で処理方法の低炭素化を進め、活動量(下水処理量)あたりの排出量を毎年平均1%以上削減します。

【その他の活動分野】


その他の活動分野についても、環境省の定めるマニュアルに準拠し、具体的な取組指針を定めます。また、下記の取組状況については定期的に集計し、集約・公表します。


分野	内容	措置	備考
一般事務事業	電力	全体の温室効果ガス排出量の抑制とエネルギー源の低炭素化	全体目標の達成状況を集計し報告・公表する義務がある項目
	燃料(施設・機器設備)		
	燃料(車両)		
下水処理	下水処理	活動量あたりの温室効果ガス排出量の削減	
	污泥処理		
エネルギー転換	供給元別の電力	具体的な取組指針を定め、取組状況を定期的に計測し、集約・報告する	報告義務ではないが、取組状況を定期的に集計し、公表する項目
クリーンエネルギー	エネルギーの生産		
水道事業	有効水量・有効率		
再資源化	事業による廃棄物等の再利用や再資源化		

4.4 目標達成に向けた具体的な取組指針

各分野における目標の達成に向けて、下記の具体的な取組を推進します。合わせて、温暖化対策に関わる幅広い環境保全対策についても推進します。

1. エネルギー使用量（電力使用量）の削減


計画的な設備改修や省エネルギー対策を推進する。	
<ul style="list-style-type: none">・省エネ法に基づき、設備、機器の改修時は中長期的な計画のもとに省エネ対策を行い、正確な報告を行う。・グリーン購入法に基づき、効率的な施設管理体制の構築を推進する。・その他、省エネルギーや未利用エネルギー利用につながる設備改修等について、各施設管理者は環境管理事務局に積極的に提案し、連携を取りながら実施する。	
総合的な電力使用量の抑制	
<ul style="list-style-type: none">・デマンド監視装置を活用し、電力の見える化とピークカット、ピークシフトを行い、契約電力の削減を目指す。・機器の更新の際には環境負荷の少ない高効率機器を導入する。・街灯にLEDを導入する。	
就業体制	
<ul style="list-style-type: none">・時間外勤務のさらなる縮減に努める。 (全庁的な水曜日のノー残業デー以外に、ノー残業デーの設定などを行う)・クールビズやウォームビズの取組を行う。	
空調関係	
<ul style="list-style-type: none">・冷暖房の適正運転を行う。(室温の目安として夏季は28℃、冬季は20℃)・空調室外機の遮熱対策を行う。・緑のカーテンやブラインド、カーテンを活用し、遮光・遮熱対策に努める。・夏はサーキュレーターを活用等により、室内の空気循環を考慮する。・冬や空調使用時は室内の気密性を保持し、外気をできるだけ遮断する。	
照明関係	
<ul style="list-style-type: none">・事務室は始業直前に照明を点灯する。・昼休みは必要な箇所以外すべて消灯する。・残業時は必要な箇所のみ点灯する。・照明スイッチに点灯マップを表示する。・自然光を活用し、必要照度を保つ範囲で照明機器を間引く。・照明機器は定期的に清掃する。・LED等の高効率照明を導入する。	

○ A 機器関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・出勤後すぐにパソコン等の電源を入れず、使用直前に電源を入れる。 ・窓口職場の端末は、始業時間までは必要最低限の台数のみ電源を入れる。 ・パソコン等に省電力モードの設定を行う。 ・席を立つ時などはパソコンの省電力モードを活用し、休憩時や終業時等、長時間使用しない場合は電源をオフにする。 	
その他機器関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫の温度設定を適正化する。(目安として夏季は中、冬季は弱) ・マイボトルの利用を促進し、電気ポットとコーヒーマーカーの使用を抑制する。 ・エレベーターの稼働を抑制するため、上2階、下3階を目安に階段利用の啓発を行う。 ・自動販売機について、表示板照明の消灯や省エネ型への更新を検討する。 	

2. エネルギー使用量（施設・機器設備の燃料使用量）の削減

空調関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の適正運転を行う。(室温の目安として夏季は28℃、冬季は20℃) ・緑のカーテンやブラインド、カーテンを活用し、遮光・遮熱対策に努める。 ・省エネルギー対策強化月間を設ける。(クールビズやウォームビズの取組) ・ボイラーなどの燃焼設備は定期的な点検を行い、燃焼効率などの性能維持に努める。 ・機器の更新の際には環境負荷の少ない高効率機器を導入する。 ・夏はサーキュレーターを活用等により、室内の空気循環を考慮する。 ・冬や空調使用時は室内の気密性を保持し、外気をできるだけ遮断する。 	
ガス給湯器関係	
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器は目的に合わせ低温で使用する。(目安として30℃) ・ガス使用後は種火を止栓する。 ・機器の更新の際には環境負荷の少ない高効率機器を導入する。 	

3. エネルギー使用量（車両の燃料使用量）の削減

車両の効率的な運用	
<ul style="list-style-type: none">・ 車両の効率的な運転方法について職員研修などを実施し、啓発する。・ エコドライブ 10 を徹底する。（次ページ参照）・ 低公害車や電気、ハイブリッド等の低燃費車を優先的に利用する。・ 自転車や自動二輪車を優先的に利用する。・ 近距離の場合は、徒歩移動を励行する。・ 車両使用前に効率的な走行ルートを確認し、走行距離の短縮に努める。・ 相乗りを励行する。・ 出張時等にはできるだけ公共交通機関を利用する。	
低公害車・低燃費車の導入等	
<ul style="list-style-type: none">・ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等を積極的に導入する。・ アイドリングストップアンドスタート装置の導入を検討する。	

4. 下水処理の取組

下水処理について（浄化センター）	
<ul style="list-style-type: none">・ 高効率ブローを導入し、溶存酸素に応じて空気量をインバータで調整して省エネルギー化を図る。また、返送汚泥ポンプをインバータ化し、ポンプの動力の省エネルギー化を図る。・ 下水汚泥を処理する際に、可能な限り焼却処理を避け、再資源化を行う業者に委託する。・ 下水処理に伴う消化ガスについて、できる限りバイオマス燃料として利用する。・ デマンド監視装置を活用し、契約電力の削減を目指す。	
未利用エネルギーの活用	
<ul style="list-style-type: none">・ バイオマス発電や施設での太陽光発電など、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する。	

5. 水道事業の取組

浄水場・ポンプ施設等	
<ul style="list-style-type: none">・ 機器の効率運転を図るため、主要機器（特にポンプ）の電力消費量を把握し、取水ポンプや濾過装置等の最適運転を行う。また、ポンプ設備を高効率化する。・ デマンド監視装置を活用し、契約電力の削減を目指す。	
未利用エネルギーの活用	
<ul style="list-style-type: none">・ 小水力発電や、施設での太陽光発電など、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する。	
漏水対策	
<ul style="list-style-type: none">・ 配水管からの漏水の点検や修繕を実施し、配水量に対する有効率の向上を推進する。	

コラム

エコドライブ 10とは？

エコドライブとは、環境にやさしい車の利用や運転のことです。具体的には次の10個の取組があります。

- ① ふんわりアクセル「eスタート」 (燃費改善 10%)

やさしい発進を心がけましょう。最初の5秒で20km/hが目安です。

- ② 加減速の少ない運転 (燃費改善 2~6%)

車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた定速走行に努めましょう。

- ③ 早めのアクセルオフ (燃費改善 2%)

エンジンブレーキを積極的につかいましょう。

- ④ エアコンの使用を控えめに

車内を冷やしすぎないようにしましょう。暖房使用時は窓の曇りを取る(除湿)時以外はエアコンは必要ありません。

- ⑤ アイドリングストップ

無用なアイドリングをやめましょう。また基本的に暖機運転は不要ですエンジンがかけたらすぐ出発しましょう。

- ⑥ 道路交通情報の活用

出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。

- ⑦ タイヤの空気圧をこまめにチェック (燃費改善 2%)

タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。

- ⑧ 不要な荷物は積まずに走行 (100kg 軽くすると燃費改善 3%)

不要な荷物は積まないようにしましょう。

- ⑨ 駐車場所に注意

渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

- ⑩ 自分の燃費を把握

自分の車の燃費を把握することで、エコドライブ効果が実感できます。



出典：「エコドライブ普及推進協議会」

6. エコオフィスの取組（紙使用量の削減）

用紙類の購入

- ・外注印刷物の必要部数を見直し、作成部数を削減する。（データ化などによるペーパーレス化）

用紙類の使用

- ・両面コピーや両面印刷を徹底する。
- ・ミスコピー用紙の裏紙利用やメモ用紙などの利用に努める。
- ・申請書や事務手続き上の書類の整理など、書類の簡素化に努める。
- ・資料は個人で持たず、部や課単位で共有する。
- ・Eメールなどを活用し、ペーパーレス化を図る。（回覧、掲示板の活用）
- ・内部連絡には使用済みの封筒を再利用する。
- ・紙ファイルなどは古いものを再利用する。
- ・会議資料の簡素化を図る。（プロジェクター等の活用）

7. エコオフィスの取組（ごみ排出量の削減）

3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）

- ・紙コップなど使い捨て容器の利用は控え、リターナブル容器を使用した商品の購入に努める。
- ・プラマーク製品や古紙等はリサイクルに努める。またごみの分別ボックスを設置し、ルールに従い分別の徹底を図る。
- ・消耗品は、使い切ってから廃棄する。
- ・紙ごみの分別を徹底する。（名刺サイズ以上のものは紙ごみとして分別する。）
- ・納品時にごみとなるような過剰包装は断る。
- ・生ゴミの堆肥化など、生ゴミの減量や資源化を図る。
- ・リユースやリサイクル可能な製品の購入に努める。
- ・使用可能であるが不要な物品は他部署と融通しあう等、リユースに努める。
- ・コピー機やプリンターなどのカートリッジは業者回収を徹底し、リサイクルに努める。

コラム

リターナブル容器とは？

リターナブル容器とは、ガラス瓶やお弁当の容器など、中身を消費した後の容器をメーカー側が回収・洗浄して繰り返し使用することが可能な容器のことです。リターナブル容器はごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効です。

普段の製品購入の際だけでなく、イベントなどにおいてリターナブル容器をレンタルすることもできます。



8. エコオフィスの取組（水道使用量の削減）

水道使用量の抑制

- ・蛇口のコマめな止栓やトイレの二度流しの自粛など、日常的な節水に努める。
- ・洗車時はホースを使わずバケツを利用するよう努める。
- ・節水コマや自動水栓など、節水型機器の導入を検討する。
- ・水道の水圧調節やトイレ用水の水量調節により節水に努める。
- ・雨水の利用や水循環設備などの設置の導入を検討する。
- ・漏水の点検、修繕を徹底する。
- ・プール等の大型水道使用施設について、適正かつ効率的な管理に努める。



9. エネルギー転換の取組

低炭素エネルギーへの切り替え

- ・電力等のエネルギー供給契約について、より排出係数の少ない供給元やクリーンエネルギーへの転換を推進する。
- ・暖房や熱源について、環境負荷の少ない熱源やバイオマス熱源への転換を推進する。
- ・電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等を積極的に導入する。

10. 再資源化の取組

廃棄物の再資源化

- ・ミスコピー用紙の裏紙利用やメモ用紙などの利用に努める。
- ・内部連絡には使用済みの封筒を再利用する。紙ファイルなどは古いものを再利用する。
- ・プラマーク製品や古紙等ハリサイクルを徹底する。またごみの分別ボックスを設置し、ルールに従い分別を徹底する。
- ・紙ごみの分別を徹底する。（名刺サイズ以上のものは紙ごみとして分別する。）
- ・生ゴミの堆肥化など、生ゴミの減量や資源化を図る。
- ・リユースやリサイクル可能な製品の購入に努める。
- ・使用可能であるが不要な物品は他部署と融通しあう等、リユースに努める。

事業による廃棄物の再資源化

- ・下水汚泥を処理する際に、可能な限り焼却処理を避け、再資源化を行う業者に委託する。
- ・下水処理に伴う消化ガスについて、できる限りバイオマス燃料として利用する。
- ・公共工事による廃棄物について、リサイクルを行う。
- ・コピー機やプリンターなどのカートリッジは業者回収を徹底し、リサイクルに努める。
- ・パソコンなどの電子製品や事務用品を処分する際は、可能な限り再資源化を行う業者に委託する。

水資源の再利用

- ・雨水の利用や水循環設備などの設置の導入を検討する。

11. クリーンエネルギーに関する取組

再生可能エネルギー等の導入、未利用エネルギーの利用
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム等の導入を積極的に検討する。 ・市の施設について、環境に配慮した機能強化（蓄電池付き太陽光発電システム＝防災機能、高効率照明など）に努める。 ・小水力発電設備や、下水熱利用設備等の導入を検討する。 ・暖房や熱源について、環境負荷の少ない熱源やバイオマス熱源への転換を推進する。
太陽光、太陽熱の利用
<ul style="list-style-type: none"> ・自然光を活用し、必要照度を保つ範囲で照明機器を間引く。 ・ウォームビズの際、オフィス配置の日当たりを考慮する等して太陽熱を利用する。

12. その他の取組

宇治市グリーン調達指針の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市グリーン調達指針に沿った環境に配慮した物品調達を行う。 ・事務用品などの消耗品を購入する場合、「グリーン購入ガイド」を参照する。ガイドに記載された以外の物品購入にあたっては、エコマーク、グリーンマークなどのついた環境配慮型商品を優先的に選択する。 ・グリーン購入法に基づき、効率的な施設管理体制の構築を推進する。
緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンや屋上緑化など、敷地や建築物の緑化に努める。 ・市有林の整備を継続して進める。 ・公園、街路樹等の緑化と整備に努める。
環境マネジメントシステムの運用
<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを適切に運用する。

コラム

環境に配慮した商品を示すラベル

 <p>環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認定された商品に表示。</p>	 <p>再生紙を使用している紙商品に表示。数字は古紙配合率を示す。</p>
 <p>原料に規定の割合以上の古紙を再生利用した商品に表示。</p>	 <p>稼働時、スリープ・オフ時の消費電力を抑制したOA機器に表示。</p>

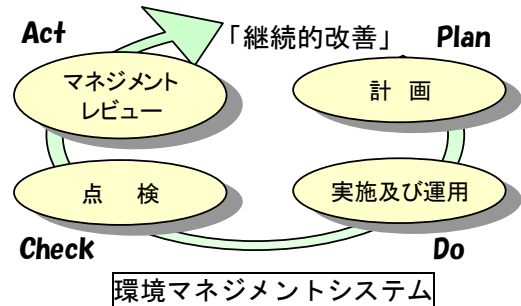
5 計画の推進と点検

5.1 推進体制

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムで構築されている体制と統合的に行います。

(1) 環境マネジメントシステム

環境の保全及び改善活動の推進を効果的かつ着実に行うために、環境マネジメントシステム（右図）を運用しています。



(2) 推進体制

環境マネジメントシステムの運用体制をベースとした体制とし、環境マネジメントシステムと一体的に本計画も推進します。

5.2 職員に対する研修等

職員等に対して本計画を適切に運用するための全体研修を環境マネジメントシステムの研修と一体的に実施します。

5.3 実施状況の点検・報告

(1) 各所属における日常的な点検・報告

所属長は、環境推進員と共に各所属における日常的な取組の点検・記録・進捗管理を行い、年度当初に、前年度の結果を指定の調査票にて環境管理責任者に報告します。

(2) 全庁的な進捗状況の点検・評価

環境管理責任者は、所属長より報告を受けた結果から、全庁的な活動に係る数量的な把握を行います。その結果に基づき、環境管理責任者は全庁的な進捗状況の点検・評価を行います。

5.4 マネジメントレビュー

本計画の適切性・妥当性・有効性の継続を確実にするために、環境マネジメントシステムと併せて、マネジメントレビューによる定期的な取組の見直しを実施します。

5.5 結果の公表

本計画の実施状況を毎年度公表します。